

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会 議事録

■日時 令和3年10月26日（火）午前10時30分～午前10時52分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部長、宮越第二部長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、小林委員、袖野委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び風環境に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (10 月)

別紙

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	目黒清掃工場建替事業（工事の施行中その2）	令和3年8月26日
	浜松町駅西口周辺開発計画（工事の施行中その6）	令和3年9月21日
2 変 更 届	豊海地区第一種市街地再開発事業	令和3年8月31日

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会
速 記 録

令和3年10月26日(火)
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 30 分開会)

○下間アセスメント担当課長 おはようございます。お時間になりましたので総会を開催させていただきます。

本日は御出席いただき、ありがとうございます。本日の進行は、アセスメント担当課長の下間が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 18 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 8 回総会の開催をお願いいたします。本日は傍聴の申し出がございますのでよろしくお願いいたします。それでは会長、よろしくお願いいたします。

○柳会長 分かりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 8 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤第一部長から報告を受けることといたします。それでは齋藤第一部長、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 こんにちは。齋藤です。よろしくお願いいたします。それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

資料 1 を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文につきまして、事務局から朗読をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から朗読をさせていただきます。

令和 3 年 10 月 26 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋藤利晃

「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第1 審議経過

本審議会では、令和3年4月28日に「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

付表については6ページに記載されてございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

工事用車両について、特別区道第1042号線を経由する走行ルートでは、周辺が住宅地域であり、現況においても環境基準を超えている地点を通過することから、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業の計画地は、赤坂駅と一体的に駅前空間や歩行者ネットワークが整備され、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、東京都港区赤坂二丁目及び六丁目に業務、商業、ホテル、劇場等を含む高層建築物を建設するものです。対象事業の種類は高層建築物の設置でございます。

本評価書案は、令和3年4月28日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いただきました答申案文として取りまとめることといたしました。この間、本評価書案につきまして、関係区長である港区長、千代田区長から意見が提出されております。なお、都民からの意見書の提出はありませんでした。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。なお、都民の意見を聴く会は評価書案に対する意見書の提出がなかったため、開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について説明いたします。

「大気汚染」の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果では、本事業による寄与率が高い上に、環境基準も超えることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めることを求めるものでございます。

「騒音・振動」の意見ですが、工事用車両について特別区道第1042号線を経由する走行ルートでは、周辺が住宅地域であり、現況においても環境基準を超えている地点を通過する

ことから、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めることを求めるものでございます。

「風環境」の意見ですが、本事業の計画地は赤坂駅と一体的に駅前空間や歩行者ネットワークが整備され、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

ただいまの報告について何か御意見等はございますか。発言される際には最初にお名前をお願いします。——よろしいでしょうか。特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長 事務局から答申書を読み上げさせていただきます。

3 東環審第 39 号

令和 3 年 10 月 26 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会会長 柳 憲一郎

「(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画」に係る環境影響評価書案について答申

令和 3 年 4 月 28 日付、3 環総政第 48 号 (諮問第 519 号) で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から報告をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から受理関係について報告します。お手元の資料 2 を御覧ください。10 月の受理報告は事後調査報告書 2 件、変更届 1 件を受理しております。

それでは、次の 8 ページの 9 月分受理報告に係る助言事項の一覧を御覧ください。9 月の受理報告に係る助言事項に対し事業者からの回答がありましたので御報告いたします。

1 件目は、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」変更届の「騒音・振動」についてでございます。一般に予測方法は理想的な条件を想定している。実際の現場に適用する際は、理想と現実の違いをどう考慮したかが分かるような説明を加えていただきたいとの助言に対し、事業者の回答は、変更前、変更後の建設機械の稼働台数は御指摘のとおり、3 台増加となっているが、合成騒音レベルについては、変更前、変更後は同程度になる。また、工事の範囲、仮囲いの位置、将来施設の配置が変更となります。変更後は、工事の範囲が東側に広くなり、建設機械の配置も同様です。そのため、影響の範囲は工事範囲が広くなり、東側に建設機械が広がって稼働したことから、影響の範囲は東側が増加し、西側は減少し、北側は同程度となります。

なお、建設の反射音については、変更前と同様とするため、建設機械からの直達音、仮囲い及び将来施設における回折減衰量を考慮して予測しているとの回答でございました。

次の 2 件目です。「(仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画」変更届の「景観」についてでございます。将来の首都高地下化の後には、東京都心の主要な景観の 1 つになる場所となりますので、意匠計画や外構計画には一層の御配慮を期待するとの助言に対し、事業者の回答としまして、本計画地は「日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン」にて、「日本橋川沿い交流拠点」の形成が位置づけられています。本事業では、同ビジョンに倣い、機能を持たせた地上広場や低層部の歩行者ネットワークを予定しています。御助言の趣旨を踏まえ、東京都心の主要な景観の 1 つとなることを期待されていることを考慮して、意匠計画、外構計画において景観に対する一層の配慮を心がけていくとの回答でございました。

次に、10 ページを御覧いただきたいと思います。

10 月分の受理報告に係る助言事項一覧となります。10 月の受理報告について委員の皆様から記載のとおり、御提案を頂いたところです。

説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、10 月の受理報告案件について本日欠席されている高橋委員から助言を頂きましたが、事務局から高橋委員からのコメントなどは預かっていますでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 高橋委員からは、助言については記載のとおりで、追加、補足のコメント等はありませんとのことでした。

○柳会長 分かりました。それでは、委員から提案された助言について審議会からの助言事項とすることでよろしいでしょうか。

○齋藤第一部長 齋藤ですけれども、助言事項についてではないのですが、1点関連してよろしいでしょうか。

○柳会長 はい、どうぞ。

○齋藤第一部長 助言事項に関することではないのですが、目黒清掃工場につきまして、事後調査報告書の中で、土壌汚染が確認されて、その対応をされているということを報告されています。これは報告書の41ページなのですが、その中で、緩衝緑地部の付近に封込槽があって、封込槽との関係で対応が難しいという記述があって、今後、調整を損ないますと再協議をしますということなのですが、この件は、このような形になった場合に、後日また報告をしていただけないという理解でよろしいのでしょうか。環境局と再協議ということですが、これは後日報告をしていただけないという理解でよろしいのですよね。

○下間アセスメント担当課長 事務局から回答いたします。齋藤第一部長のおっしゃるとおり、後日、事業者から回答を頂く予定でございます。

○齋藤第一部長 分かりました。基本的に法令に基づいてしっかり対応されているので問題ないと思いますから、その点はよろしく願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 はい、分かりました。

○齋藤第一部長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○柳会長 ほかに何かあればお願いします。——ほかに御発言がないようですので、審議会からの助言事項として高橋委員からの内容も事業者へ伝えまして、次回の審議会にて事業者の回答の報告を頂きたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

それでは、受理関係につきましては、これで終わりたいと思っております。

○柳会長 そのほかに何かございますか。——特にならぬようですので、これを持ちまして本日の審議会を終わりたいと思っております。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退出)

(午前10時52分閉会)